令和８年（フ）第５４号
鹿児島県伊佐市大口下殿589番地
破産者　新田カンディダことＮＩＴＴＡ　ＣＡＮＤＩＤＡ　ＴＡＮＤＡＮＧ
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６３１号
札幌市中央区南８条西９丁目755番地26　Ｎ―89―202号
破産者　野田　直美
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６２号
北海道旭川市新富３条２丁目２番12号
破産者　川口　幸子
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２１号
山形県北村山郡大石田町大字大石田甲623番地47号
破産者　有路　一男
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８号
山形市南一番町１番23―203号　南一番町マンション、前住所山形県東田川郡庄内町廿六木字三ツ車135番地
破産者　澤田　　将
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８４８号
神奈川県大和市深見390番地１、住民票上の住所横浜市緑区台村町555番地１　コーポグリーンヴィレッジⅠ　102号
破産者　岩崎　芳樹
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市三春町６丁目82番地
破産者　太田　淳子
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市若宮台５番８号
破産者　猪野　漱一
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第２１２８号
愛知県春日井市瑞穂通８丁目２番地１
破産者　マジェスティックバンプこと　國分光一郎
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９号
名古屋市南区柴田本通２丁目15番地　Ｓｈｉｂａｔａ　ＰａｌａｃｅⅧ　204号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町今西２丁目155番地
破産者　百合草貴紀
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４８号
名古屋市西区笹塚町１丁目37番地の１　ファミリアーレ庄内通310号
破産者　泉　　知恵
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２０号
大阪府寝屋川市香里南之町36番34―2315号　ブランズタワー香里園ロジュマン2315号室
破産者　平野　典子
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７２４号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番104号　ラージヒル鶴見緑地　106
破産者　山本　　望
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７６２号
大阪市東住吉区駒川１―14―28、住民票上の住所大阪市中央区農人橋１丁目１番29―1601号
破産者　白須　恵美
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６４２号
大阪府松原市天美北３丁目13番３号
破産者　青野　正嗣
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９号
堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田210号、前居所兵庫県三田市三田町51―16　フリージアヒル102
破産者　岩根　康介
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
大阪府松原市別所３丁目２番10号、前住所大阪府松原市三宅中４丁目16番25号
破産者　ＮＥＯＳＴこと　武田　茂喜
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和５年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市大内963番地８、破産開始決定時の住所岡山県倉敷市安江530番地１
破産者　水畑　雄介
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係